注７　注１及び注２に規定する場合であって、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　210点
ロ　同一建物内３人以上９人以下
(1)　月15日目まで　210点
(2)　月16日目以降　190点
ハ　同一建物内10人以上19人以下
(1)　月15日目まで　180点
(2)　月16日目以降　130点
ニ　同一建物内20人以上49人以下
(1)　月15日目まで　120点
(2)　月16日目以降　95点
ホ　同一建物内50人以上
(1)　月15日目まで　100点
(2)　月16日目以降　80点

注８　注１及び注２に規定する場合であって、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算を算定する通院対象者（同一建物等居住者に限る。）の数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　420点
ロ　同一建物内３人以上９人以下
(1)　月15日目まで　420点
(2)　月16日目以降　400点
ハ　同一建物内10人以上19人以下
(1)　月15日目まで　390点
(2)　月16日目以降　230点
ニ　同一建物内20人以上49人以下
(1)　月15日目まで　210点
(2)　月16日目以降　150点
ホ　同一建物内50人以上
(1)　月15日目まで　180点
(2)　月16日目以降　130点

注９～注12　（略）

注13　次のいずれかに該当する医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ　指定通院医療機関の保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である通院対象者に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合
(1)　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定通院医療機関の保健師等が医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

注７　注１及び注２に規定する場合であって、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に医療観察精神科訪問看護・指導を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

注８～注11　（略）

注12　指定通院医療機関の保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が１時間以上である通院対象者に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定通院医療機関の保健師等が医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合

（新設）